令和５年度第二回厚木市緑を豊かにする審議会

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和６年２月19日（月） |
| 場所 | 第二庁舎11階会議室 |
| 出席者 | ・厚木市緑を豊かにする審議会委員10人（委員11人中10人出席のため、過半数以上出席を満たし会議成立）・厚木市長・都市整備部長、公園緑地課長、計画整備係長、計画整備係員２人 |
| 傍聴人 | なし |
| 案件 | ・保護地区等の指定について・その他 |

案　件　保護地区等の指定について

　　　　諮問案件　１件

決　議　諮問案件　保護樹林（森の里セントラルビューハイツ）

～審議の経過～

（司会）

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、今年度2回目となります本審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます公園緑地課長の津田でございます。

よろしくお願いいたします。

それではこれより、令和5年度第2回厚木市緑を豊かにする審議会を開催させていただきます。

初めに山口市長からご挨拶をお願いいたします。

≪市長あいさつ≫

（司会）

市長ありがとうございました。

引き続きまして、山口市長から、厚木市緑を豊かにする審議会へ、保護地区等の指定に係る諮問書を提出させていただきます。

≪市長から会長へ諮問≫

（司会）

市長におかれましては、次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

≪市長退席≫

（司会）

それでは議事に入りたいと存じますが、会議の議長につきましては、厚木市緑を豊かにする審議会条例第５条第2項により会長が議長となる旨が規定されておりますので、会長に議長をお願いいたします。

なお本日の審議会の委員総数11人のうち、10人が出席されておりますので、審議会の成立条件を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは藤澤会長よろしくお願いいたします。

（議長）

保護樹林の申請でございますので、ぜひ保全すべきかどうか慎重に審議いただき、良いものはぜひ保全するということで、ご判断いただければと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

案件に入る前に、会議の公開についてご報告いたします。

現在のところ、傍聴の申し出はございません。

それでは本日の案件について、説明をさせていただきます。

≪事務局、資料説明≫

（議長）

それでは皆様から、ご質問等いただければと思います。

早速私から質問させていただきますが、現在は、どなたがどのように管理されているのでしょうか。

（事務局）

維持管理は、マンションの管理組合が業者に委託しております。

こちらが15年ほど前から委託を受けて、マンションの中にあります生け垣、樹木等全てを請け負っております。

もともと山だったところを整備しているので、マンションが建つ35年前から樹林は存在しておりました。

（委員）

この地域は土砂災害特別警戒区域となっており、そのリスクと自然環境を守っていくことと、どうバランスをとっていくべきか。

ナラ枯れの被害にも遭いましたし、維持管理費もかなりかかっている。樹木医の所見にも、倒木の危険があると。今後どのように管理し、木を植えていくのか、と考えると判断に悩みます。

（副会長）

現場を見させていただきましたところ、大体は、所見に書いてあるものはちゃんと見つかりました。本数もあるし、林としても綺麗です。

急斜面になると竹やアズマネザサが侵食してきて見た目が悪くなることが多いが、ここは比較的管理されているという印象。

ナラ枯れの影響で倒木や枯れ枝が落ちそうな木が何本もあるということと、今後数年間、ナラ枯れにかかって生き残ったコナラやクヌギが倒木する危険があるという点が心配。急斜面の一番下の小川に一番近いところが、コンクリートで固められていますけれども、そのつけ根、木の根元が浮いている状態のものがいくつか見られ、やはり侵食されていました。林の一番外側になると、どうしても木が偏ってきますから、今後倒木する可能性があるものの、指定するか否かの観点から見れば、面積も広く、一部遊歩道のようなものができていて、利用価値がある林であると思います。住民からの大事にしようという気持ちと、指定を望む声が上がっているのであれば、指定してもいいのかなと思います。

（委員）

レッドゾーンが地滑りして、マンションに悪影響が出てしまわないか、また、築35年だと建物自体劣化するので、崖になっているようなところは、侵食されていないか心配になります。

（議長）

年間の奨励金はいくらになるのでしょうか。

（事務局）

44,946円でございます。

（委員）

奨励金を出すだけの制度なのでしょうか。

（事務局）

　本制度の性格としましては、今後、綺麗に残していただきたい樹林等を指定し、その保全を奨励するものでありまして、木の伐採等維持管理の費用の一部を補助するという事業ではございません。

（委員）

普段の維持管理はどのようにされているのでしょうか。

（事務局）

樹林は、年1回3月、越境している枝や高くなりすぎた木の剪定を行っております。

（委員）

伐採により面積が変わる時は、届け出なければならないことを、管理組合は承知しているのでしょうか。

また、指定後も、同じような維持管理をしていくということなのでしょうか。

（事務局）

承知しております。

また、指定後、維持管理の仕方を変えるということは聞いておりません。

（委員）

今回の場所は、土砂災害特別警戒区域になっていまして、いわゆるレッドゾーンに当たり、その周りは少しイエローゾーンとなっていて、建物はレッドゾーンにかかっていません。レッド、イエローというのは、基本的にはソフト施策で、レッドだからといってハード整備をしないといけないということではなく、土地改変とか、人が近づくような建物を建てられない区域という認識。仮に、マンション側が、今後崩れてきてしまうとか、マンションの資産価値が下がるといった理由で、工事をしたり、擁壁を作ったりしたいとなれば、レッドを解除できることもありますが、この区域につきましては、ただちに今何かをやらなければ、危ないということでなく、基本的にはいじることができないという位置づけでございます。

（委員）

今後、この区域に公共的な目的で擁壁等を作った結果、変更、解除等を行うことになったとしても、それまでの間は、良い状態で維持管理していければ良い、そのための奨励金と捉えて良いでしょうか。

（事務局）

　その通りです。

（委員）

森林一体を面的に見たとき、ナラ枯れ、倒木が、必ずしも美観を損なう要因にはなりません。他の木も残っているし、これまで下で日陰になっていた木も大きくなるという自然遷移が起こるから、美観を保つことは可能ですし、奨励金は維持管理上、有効活用いただけるものと考えます。

（委員）

　過去に、樹林や森林を指定したことはあるのでしょうか。

（事務局）

　ございます。

（委員）

私達の暮らしの身近なところに、今も里山の一部が消滅せずに残っていることはうれしい。里山の良さは、様々な野鳥や植物に出会えて、登ると景観を楽しめること。

しかし、ほとんどの里山が、手入れが行き届かず、小さな竹や樹木が密集し、荒れている。今回の場所を指定するとなれば、里山を大事にしていく一つの事例になると思います。

（委員）

　隣接している斜面はきちんと整備されている印象を受けましたが、今回の申請範囲ではないようですね。ここは申請できるのでしょうか。

（事務局）

　管理者ごとの申請となります。現地調査し、要件を満たせば、新たな諮問案件として、今後の審議会で諮らせていただくことになろうかと思います。

（委員）

きれいになっていた斜面は、おそらく市の管轄では。川の氾濫を食い止めるための丁寧な処理をされている。それに比べると案件の場所は民地ですから、危機管理面等に、違いはありますよね。

（委員）

管理費がかかるから樹林をなくそうという声が住民から上がるかもしれないから、市が奨励金を出し、この里山を残す考えを示すことは、良いことだと思います。

（議長）

　委員の皆様から前向きなご意見が出ておりますが、「集団の樹容が美観上特に優れている」については、いかがでしょうか。

（委員）

　「美観上特に優れている」に基準はありますか。

　また、要件に満たないために指定されなかった事例はありましたか。

（事務局）

　明確な基準はございません。

　また、近年ですと令和３年度、申請があった５本の樹木の内１本が、美観上の要件を満たしていないという審議結果により、指定に至りませんでした。

（副会長）

　本来、里山は管理されているからきれいなのであって、管理されていなければ、コナラやクヌギなどが大きくなりすぎ荒れるという被害が出てくる。

草を刈る、大きくなった木を伐採する、笹や竹が入ってこないようにするなどしていけば、きれいな林を維持することはできる。

放置すれば、急斜面地ですから、倒木は起きやすいですが、最終的には遷移して、状態は安定する。その結果、常緑樹の林になるでしょう。

それがいいことなのかは、住民、管理組合の方々が今後どのような管理をしていきたいのか議論して決めていただくこと。

植生の専門家が入れば、おそらく50種、100種程の植物等が出てくるかと思われますので、残したい、維持していきたいという住民側の気持ちはより強くなるのではと思います。

（委員）

　住民の方がシイタケの栽培をされているようですが、こういった活動は里山にとっていいことで、きれいにもなる。応援したいなと思います。

（委員）

　時代の流れで山がなくなり、里山の景観が失われているからこそ、面としての緑は大事にしたい。古道も残っている森の里は景観、雰囲気が保たれている。

奨励することで、こういった場所を今後少しずつでも広げていけらいいと思います。

（議長）

同じ別表１の中で、自然環境保護地区は「自然環境が良好な区域」、斜面緑地保存地区は「都市緑地として重要な斜面を有する区域」という要件があるように、美しさだけじゃないところも少し加味したいと感じている次第です。

　理想的な里山は、もっと手が入っていて整然としていて美しくあるべきなのでしょうけれど、やや自然林に遷移が始まりかけている今の状態が、全く美しくないのかというと、そうでもなく、里山の面影を残しつつ、通る人の目を楽しませている点において、まだまだ価値があり、保存すべき美しさを失っているわけではないと感じております。

（委員）

　林業職的には十分美しいと思います。今手入れ不足の里山林が増えていて、皆が求める美しい、指定できるような里山は一つもない。

常緑樹がない方がきれいという印象をもたれる方がほとんどだと思いますし、落葉高樹だけになっていきますとさわやかな感じにはなると思うのですが、生態系が保たれていて安定している森林は十分美しいといえますから、応援するという意味においても指定に値すると思います。

（委員）

　土砂リスクを考えながら保全していく必要があるし、根の張り具合を見ながら一本一本見て、残すか切るか判断するというように、もっと維持管理に力を入れていただかないと、今の状態を見る限りでは、樹容が美しいとは言えないと思うが、管理費に限界がありますから、せめて住民の方には、日頃の見回り活動、保全活動をお願いしたいと思うばかりです。

（議長）

 斜面の危険管理という観点は、今回の審議会とは別の話なのでしょうけれど、ここを保全したい、応援するということに異論はありませんか。

（委員）

ありません。

（委員）

維持管理をより良く進めていくことができるのであれば、奨励金を出しても良いと思います。

（議長）

　それでは、指定に賛成の方は挙手をお願いいたします。

≪全員挙手≫

（議長）

ありがとうございます。

指定することに決定し、後日、答申させていただきます。

　では、その他案件について、何かございますか。

（委員）

　まだ枯れていない、健康な状態と思われる木であっても、伐採されるというようなケースがあるように思いますので、街路樹のガイドラインはやはりあった方がよろしいかと思います。

（事務局）

　街路樹の所管につきましては、道路維持課となりますので、確認いたします。

（議長）

　では、事務局におかれましては、審議中に質問があがりました「保護地区等の指定場所一覧」と併せて、「街路樹ガイドライン」につきましても、次回の審議会で、提示・回答をお願いいたします。

（司会）

藤澤会長、ありがとうございました。

皆様、本日は御審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和５年度第2回厚木市緑を豊かにする審議会」を閉会いたします。